

## 監査確認項目のポイント

下表は、監査で要改善項目としてよく指摘される項目についてまとめたものです。監査を受ける際には、ぜひ一度ご確認下さい。

Trader 基準 No.	適用者	確認項目
1.1.3	すべての事業者	フェアトレード認証原料（製品）を取り扱う、委託製造組織、保管する倉庫会社、自社製造工場が変更、追加される際には、FLJ に事前に申請しなければならない。
1.1.3	すべての事業者	認証事業者は、自身が 100% 所有していない entities（施設あるいは事業者）と、次の事項について書面で合意がなされていること：国際フェアトレード基準の遵守、FLJ が各事業者の現地監査を行う権限を持つこと、FLJ が要請する場合には定期的に報告書を提出すること。
1.2.1 1.2.2	すべての事業者	認証ラベル、調達プログラムラベルを製品パッケージ、販売促進マテリアル、ウェブサイト等に使用する際には、事前に FLJ に申請し承認を得なければならない。
2.1.1	すべての事業者	中間製品の取引関係書類（契約書、請求書、納品書等）には、原料（製品）が「フェアトレード」と明確に分かる記載がなければならない。また、購入者及び販売者の組織名、FLO-ID が記載されていなければならない。
2.1.4	すべての事業者 ※カカオ、砂糖、茶、 フルーツジュースの 場合は、物理的トレ ーサビリティ（注）	認証原料の包材には、「Fairtrade」または「フェアトレード」等の表示し、非フェアトレード原料と区別ができるようにすること。

	を適用する場合のみ	
4.1.2 4.1.3	輸入（生産者と直接取引する場合）	輸入組織とコンベイヤーは、生産者と（もしくはコンベイヤーと）認証原料（製品）の購入において、国際フェアトレード基準で要求された項目を含む契約を結ばなくてはならない。
4.2.1 4.2.2 4.2.3 4.2.5 4.2.7 4.3.1	輸入（生産者と直接取引する場合）	「フェアトレード価格・プレミアム一覧」に規定されている、正しい額のフェアトレード価格・プレミアムを適切な方法で支払うこと。 フェアトレード価格・プレミアム一覧： <a href="http://www.fairtrade.net/793.html">http://www.fairtrade.net/793.html</a>
4.5.1	輸入（生産者と直接取引する場合）	輸入組織は、購入を計画している各々の生産者へ調達計画、または、最低でも現実的な市場の見通しを提示すること。

●国際フェアトレード基準 トレーダー基準 (Trader Standard)

<http://www.fairtrade.net/trade-standard.html>

(注) 物理的トレーサビリティの適用に関して

コーヒー、バナナ、花、ナッツなどほとんどすべてのフェアトレード対象製品には、物理的トレーサビリティの要求を守ることが義務づけられています。つまり、生産者、トレーダーはすべての過程において認証原料と非認証原料を分けて管理する必要があります。

しかしながら、このルールをカカオ、茶、砂糖、フルーツジュースに適用させようとした場合、業界の特性上、物理的トレーサビリティを保証する事は非常に難しい事がわかりました。

そこで国際フェアトレードラベル機構は、これら製品を取り扱う多くの生産者にもフェアトレードに参加する機会を提供するために、「マス・バランス(Mass Balance)」と呼ばれるシステムを導入しています。

マス・バランスは物理的なトレースをとる必要はありませんが、生産者への適正な価格、プレミアムの支払い等は通常通り保証されており、生産者は物理的トレーサビリティが適用されている場合と同じ恩恵を受ける事ができます。

ただし、国際フェアトレードラベル機構は物理的なトレーサビリティを確保することを奨励しており、将来的にはすべての製品に物理的トレーサビリティを適用することを目指しています。日本においては、原則としてすべての製品に対して物理的トレーサビリティを要求し、監査を



実施しています。

FLOCERT によって実施される生産者、トレーダーの監査では、要望がない限りカカオ、茶、砂糖、フルーツジュースの物理的トレーサビリティを確認しないことがあります。物理的トレーサビリティが保証されたカカオ、茶、砂糖、フルーツジュースの調達をご希望の場合には、原料調達先の生産者へ直接確認して頂く必要がございますのでご留意下さい。